

平成28年6月1日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成28年6月16日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

第2 発議案第1号から第2号までの  
上程説明並びに総括審議

第3 茂原市選挙管理委員会委員及び  
同補充員の選挙

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成28年6月16日（木）午後1時00分 開議

○議長（森川雅之君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は23名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（森川雅之君） ここで報告します。

今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（森川雅之君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議案並びに陳情の総括審議

○議長（森川雅之君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○総務委員会委員長（初谷智津枝君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件について、6月10日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告をいたします。

議案第1号「平成28年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9235万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億2635万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ設置箇所文化財が出土したとのことだが、県内で調査できる機関はどこにあるのか。また、平成32年3月開通は予定どおり可能か」との質疑に対し、「県内では佐倉市に調査機関がある。文化財調査にも対応できるように、ある程度余裕を持たせた工事スケジュールを組んでいる」との答弁がありました。

次に、「介護基盤等整備促進事業の介護ロボットに関連する補助金制度を市内の各施設にどのように周知しているのか。また、この補助金制度は介護事業者の職員の負担軽減や介護離職者ゼロを目的としているものだが、どのような介護ロボットが対象となるのか」との質疑に対し、「周知については、千葉県がホームページ等で周知し、事業所と直接やりとりをしている。対象となる介護ロボットは、介助者の腰の負担を軽減する移乗介護機器などである」との答弁がありました。

また、委員より、「介護施設の職員は腰痛に悩まされ、介護ロボットの希望は多いと思われるので、介護施設へ漏れのないような周知を検討されたい」との意見がありました。

次に、「コミュニティ助成事業補助金の交付対象事業が自治会の備品購入費用に充てられるとのことだが、選定の方法や自治会への周知はどのように実施しているのか」との質疑に対し、「今回は1自治会からの要望だけであったため、この自治会の備品購入に対し補助金を交付する。周知については、自治会長ハンドブックに掲載し、自治会長へ周知を図っている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本議会におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

**○議長(森川雅之君)** 次に、教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君から報告を求めます。

(教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君登壇)

**○教育福祉委員会委員長(腰川日出夫君)** 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件、陳情5件について、6月10日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告をいたします。

最初に、議案第2号「茂原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本条例に、子ども医療費の助成に関する事務を追加するメリットは」との質疑に対し、「転入者の所得課税情報がネットワークを介して取得可能となり、証明書の添付が省略できるなど、市民サービスの向上と事務の効率化が図れる」との答弁がありました。

次に、「個人番号の提供を拒否している方の対応は」との質疑に対し、「提供を拒否しても助成が受けられない等の不利益はない。また、行政手続きにおいても、番号法の規定により、地方公共団体情報システム機構から情報を得られるため、事務に支障はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定をいたしました。

次に、議案第6号「和解について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「相手方に支払い能力はあるか」との質疑に対し、「弁護士により資力があることを確認している」との答弁がありました。

次に、「訴訟費用の金額は」との質疑に対し、「裁判所への手数料等が2万2000円、弁護士費用が約27万円、さらに和解金が全額支払われた場合は、成功報酬として33万円を支払う」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号は全員異議なく可決することと決定をいたしました。

次に、陳情第1号「『国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「毎年意見書を提出しているが、本市における効果は」との質疑に対し、「震災復興予算が拡充されたことにより、学校施設の耐震化を図ることができた」との答弁があり、採決の結果、陳情第1号は全員異議なく採択することと決定をいたしました。

次に、陳情第2号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

本案は、教育の機会均等とその水準の維持向上のため、政府に対し提出を求めるものであり、採決の結果、陳情第2号は全員異議なく採択することと決定をいたしました。

次に、陳情第4号「公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般財源化により国の負担はどのように変わったのか」との質疑に対し、「現在、公立保育所の運営費は地方交付税として措置されている。地方交付税は運営費を含め他の経費と合算して算定されるため、従前の制度と比較することは困難である」との答弁がありました。

次に、「陳情では一般財源化されたことが公立保育所を廃園に追い込み、財政圧迫の要因としているが、市の見解は」との質疑に対し、「本市の施設は、建築後、相当の年数が経過しているが、計画的に維持管理を行っており、廃園しなければならない状況に至っていない。また、施設維持費が財政を圧迫しているという認識はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号は賛成少数により不採択とすることと決定をいたしました。

次に、陳情第5号「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市の保育士賃金の現状は」との質疑に対し、「公立保育所の正職員の平均賃金は、県内全産業の平均より若干高いが、私立保育所においては県内平均よりも若干低い状況にある」との答弁がありました。

次に、「保育士不足は全国的な問題だが、本市の状況は」との質疑に対し、「本市では、保育所等の利用調整を行っているほか、保育ニーズに応じて臨時保育士を採用しているため公立、私立ともに保育士不足の状況には至っていない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号は賛成少数により不採択とすることと決定をいたしました。

次に、陳情第6号「子育て費用の家計負担軽減化を図るために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市保育料の県内での位置付けは」との質疑に対し、「本市の保育料は、県内平均よりも若干高い水準にある」との答弁がありました。

次に、「本市に保育料低減化の施策はあるか」との質疑に対し、「独自の支援策として、多子世帯に対し保育料の低減化を図っている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第6号は賛成少数により不採択とすることと決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれ

ましても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件について、6月10日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

議案第3号「工事委託協定の締結について」申し上げます。

本案は、公共下水道三貫野処理分区に汚水管を布設するため、公益財団法人千葉県下水道公社と建設工事委託に関する協定を締結しようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「工事の開始時期は、いつごろを予定しているのか」との質疑に対し、「9月下旬の着工を予定している」との答弁がありました。

次に、「高度の専門性を有することを理由に、下水道公社と随意契約するとしているが、下水道公社以外に請負可能な事業者はいないのか」との質疑に対し、「本協定は、積算、入札、現場管理、会計検査への対応など、下水道建設工事に係る一連の業務を一括して委託するものであり、請負可能な相手先が下水道公社1社のみであるため、随意契約とするものである」との答弁がありました。

次に、「工事施工業者の選定は、誰が、どのように行うのか」との質疑に対し、「工事施工業者の選定は、下水道公社が入札により行っている」との答弁がありました。

次に、「工事施工業者の選定において、地元業者が優先される配慮はなされているのか」との質疑に対し、「下水道公社が行う入札においては、地元業者が優先的に指名されるとともに、評価点が加算されるなど地元業者が受注しやすい制度となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号は全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました陳情1件について、6月10日の本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

それでは、陳情第3号「株式会社ジャパンディスプレイによる有害物質排出を停止させ、関係法令遵守させるよう国・県の関係諸機関に対して意見書を提出することを求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「陳情書では、酢酸2-メトキシエチルは半年間で2000キログラムが当該事業所から大気中に放出されており、『健康・生態』へ悪影響を及ぼすとのことだが、当局の見解は」との質疑に対し、「環境省で作成・公表している2012年版の『化学物質ファクトシート』によれば、現時点では人の健康や生態に悪影響を及ぼすことはないと判断されている」との答弁がありました。

次に、「この物質は、大気に排出してよいものなのか」との質疑に対し、「当該物質については、大気汚染防止法で規定されており、法にのっとった届出がされれば使用は可能と判断している。また、排出濃度の基準が定められていない中、除去装置を設置することが望ましいとされている」との答弁がありました。

次に、「除去装置を変更したとのことだが、これは毒性が強いため、より効果の高いものに変更したということか。また、変更は確認したのか」との質疑に対し、「変更の理由は聞いていないが、4月に変更したことを確認している」との答弁がありました。

次に、「燃焼式の除去装置に変更したことで、大気への排出量が減少するのか」との質疑に対し、「実測がされていないため数値的には不明だが、大幅に減少する見込みであると聞いている」との答弁がありました。

次に、「市内で、他の当該物質を使用している事業所はあるのか」との質疑に対し、「市内では当該事業所のみである」との答弁がありました。

次に、「当該事業所と同様、半年間で2000キログラム以上当該物質を大気中に排出している事業所はあるのか」との質疑に対し、「全国で3事業所を確認している」との答弁がありました。

次に、「陳情は関係法令の遵守を求める内容だが、現在、それに反する事実があるのか」との質疑に対し、「関係法令は、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出制度による届出義務、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取り組みの促進に関する条例、いわゆ

るVOC条例に基づく届出義務があり、いずれも届出がなされている」との答弁がありました。

次に、「今回の陳情の内容について、市で対応できることはあるのか」との質疑に対し、「法にのっとって届出がされており、その点に関して市は指導する立場にない。しかし、県・企業と状況を確認し合い、企業自身の自助努力による排出量削減等の状況を注視していきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「法令を遵守しているとのことだが、その一方で、人体への影響は不確かであり、毒性のある物質が排出されているのは危険であるので、陳情者の願意をくみ取るべきである」との意見や、「陳情では法令遵守の意見書提出を求めているが、現状においては法令違反になっておらず、不採択とすべきである」との意見もありました。

また、「市民の健康と安全を守るため、当該物質に関する状況を今後も見守っていくべきである」との意見もありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号については賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（5番 平ゆき子君登壇）

○5番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

反対する案件は、今議会に提出されました陳情第3号「株式会社ジャパンディスプレイによる有害物質排出を停止させ、関係法令遵守させるよう国・県の関係諸機関に対して意見書を提出することを求める陳情」、陳情第4号「公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第5号「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第6号「子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。



初めに、陳情第3号、有害物質排出を停止させ、関係法令を遵守させるよう国・県の関係機関に対して意見書を提出することを求める陳情について、不採択とする委員長報告に反対をし、理由を述べます。

本陳情に関しましては、我が会派の飯尾議員が一般質問で詳しく質問をしたとおりでありますので、簡潔に述べたいと思います。市民から本市に立地する大企業による有害物質の取り扱いに関する指摘がなされました。この有害物質は、現状では法規制や本市の環境条例に該当しない物質であることが判明しましたが、国際化学物質安全性カードには、当該物質が環境に放出してはならない物質と明記されているのも事実です。市民のこうした声も住民の健康にかかわる重大な環境問題として法規制の適用、解釈に係る問題では適正と済ませることなく、市としても今後、事実の確認、検証を行うことを強く求めるものであります。

次に、陳情第4号、陳情第5号、陳情6号は関連をいたしますので、一括で述べさせていただきます。

保育所が不足して保育所に入りたくても入れない子供が続出していること、保育士の労働条件が悪いため保育士が不足していること、これが今、全国各地で子育て世代を中心に大問題になっている待機児童の原因です。その一方で、過疎地域では少子化のため園児の減少がとまらず、加えて施設の老朽化には一般財源化導入のため改修が進まず、統廃合や民営化へと拍車がかかっている現状です。この10年間に公立保育所は約2500カ所も減少しています。その要因は、歴代政権の地方行革のもと、公立保育所の運営費、建設費などへの国庫負担金制度を一般財源化でなくしたことにあります。子育て世代の保育園落ちたという厳しい非難のもと、保育士配置や施設の基準を大幅に緩和させ、詰め込めるだけ詰め込んで待機児を減らすという安倍政権の緊急対策は、保育の質の大幅低下をもたらすものになっています。こうした質の低下は子供の安全性に直結する問題であり、保護者の安心して子供を預けたいと願う思いに逆行しています。

実際に内閣府の発表では、昨年1年間で14人の子供が保育施設で死亡していますが、そのうち10人が認可外の施設です。安心して預けられる保育所があつてこそ、働き続けることができます。待機児童の解消には認可保育所の新設で解決することを国の大原則にしなければなりません。

さらに保育士不足の問題では、国の保育士確保プランでさえ9万人もの保育士が不足をしています。船橋市では、228人いた臨時職員の保育士が173人しか集まらず、児童の受け入れを制限するなど保育施設の増設に保育士の数が追いつかないという状況も出ています。

厚生労働省の調査で、資格があっても就職を希望しない理由は、47.5%が「給料が安い」を挙げられ、平均賃金は21万6000円で、全産業平均と比較しても約11万円低いという低賃金構造が保育士不足を引き起こしています。労働条件も完全週休2日制が保証されず、保育士は時間外労働が前提になっており、事務や準備の時間も保障されていません。また、保育士は高い専門性が求められるにもかかわらず、公定価格（運営費）では保育士の経験年数による賃金の上昇分は11年で頭打ちです。保育は経験が大切な仕事であるにもかかわらず、保育士は若いうちに退職するのが当然というような制度です。低すぎる保育士の賃金と劣悪な労働条件を放置し続けてきたことは、国の重大な責任であり、国のつくっている保育士の低賃金構造を変え、国の基準を大幅に引き上げなければ保育士不足は解消されません。

子育て費用の問題では、OECD（経済協力開発機構）の調査で、保育や乳児教育の費用に対する公的支出の割合は、日本は4割強で、OECD34カ国中最低水準です。世界では就学前の保育、教育を公的に保証する流れが進んでいます。特に子ども・子育て新制度では、これまでの保育料算定に加味されていた年少扶養控除、これは子供1人につき38万円があったため、子供が多ければ多いほど実際の所得よりも少ない所得に対し税額が算定され、保育料が計算されていました。この年少扶養控除制度が2010年度の税法改正により廃止されました。かわりに、子供の数にかかわらず年少扶養人数2人を基準として所得階層を算定する方法が取り入れられ、そのため、とりわけ多子世帯において保育料が大幅に値上げになったという事例が多数報告されました。少子化対策には保育料は重要な問題です。そもそも国が定める保育料の算定基準は高すぎるという問題があり、国に対して国際的にも低水準の就学前教育への公的負担を引き上げ、保育者負担の軽減を進める抜本的な保育料軽減策が必要です。

以上、願意をおくみ取りいただき、保育問題に係る3件の陳情を採択されますようお願いいたします。私の反対討論といたします。

○議長（森川雅之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第4号は同意されました。

次に、議案第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第3号並びに議案第6号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から議案第3号並びに議案第6号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は6件であります。

最初に、陳情第3号「株式会社ジャパンディスプレイによる有害物質排出を停止させ、関係法令遵守させるよう国・県の関係諸機関に対して意見書を提出することを求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第3号について採決します。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第4号「公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第4号について採決します。

陳情第4号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第4号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第5号「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第5号について採決します。

陳情第5号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第5号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第6号「子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第6号について採決します。

陳情第6号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第6号は不採択とすることと決定しました。

次に、他の陳情については一括採決します。

陳情第1号並びに陳情第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、陳情第1号並びに陳情第2号については、いずれも採択することと決定しました。

ここで報告します。

本日、市原健二君、腰川日出夫君から、今定例会に提出するため、発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長(森川雅之君) それでは、次に議事日程第2「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者市原健二君から提案理由の説明を求めます。

市原健二議員。

(24番 市原健二君登壇)

○24番（市原健二君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「茂原市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市議会の議員定数を次の一般選挙から2人削減し22人に改正しようとするものであります。議員定数については、検討部会を設置し調査研究を行ったところでありますが、全国及び県内類似団体等との比較を行うとともに、協議を重ねた結果、現行の24人から2人削減して22人とし、少数精鋭による議会運営に取り組むべきであると結論付けたところであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、発議案第2号について、提出者腰川日出夫君から提案理由の説明を求めます。

腰川日出夫議員。

(18番 腰川日出夫君登壇)

○18番（腰川日出夫君） 提出者を代表いたしまして、発議案第2号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第2号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、さまざまな教育課題を解決するために教育予算の一層の増額を国に要請すべく意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（森川雅之君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありますか。飯尾 暁議員。

○1番(飯尾 暁君) 日本共産党茂原市議団を代表いたしまして、反対討論を行います。

発議案第1号「茂原市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に反対いたしまして、その理由を述べます。

本案件は、議会改革検討協議会定数検討部会の答申(以下「答申」)によれば、地方自治法の改正で常に現行定数の妥当性、根拠を明確にしておくことが必要となっているということを前提に、現在の議員定数24名から22名へと2名削減の内容でございます。私は、主権者である市民の民意反映機能の劣化を招く定数削減に反対し、少なくとも現状の24名を維持すべきとの立場で討論を行います。

答申によれば、類似団体で同程度の人口規模の団体と比較した場合の議員定数は24であり、おおむね標準であること、議員1人当たりの人口は標準を上回り、人員削減の根拠が希薄なことにもかかわらず、今回の改正の理由は、第1に、類似団体の常任委員会がほとんど3委員会であること、第2に、本会議がしばらくの間欠員2でも支障はなかった、第3に、多様な民意反映に支障があるとの意見があるが、議会報告会で住民に意見を伺う機会が広がるので十分であること、第4に、自治会長連合会の活動方針に盛り込まれるなど定数削減に向けた市民の声を確認されたことなどにより、少数精鋭による議会運営に取り組むとされています。

さて、前回の平成23年12月議会での定数削減論議では、主な削減理由として、財政健全化計画実施のためにも議会として身を切るべきとの論調に支配されておりましたが、その後、例年の本会議決算では10億円規模の黒字決算が続いており、今回は現行定数の妥当性、根拠を明確にしておくことという面では、むしろ削減するより増員するほうが適当です。今回の削減が実現されれば、わずか数年で4人の減員となりますが、市民から預かる貴重な議席を時の議員だけの十分とは言えない議論で左右するには、その動機、理由が余りにも不十分ですので、さきの答申で述べられた改正理由について誤りを指摘し、意見を述べます。

議員1人当たりの人口を含めて人口規模での定数は、何ら削減の合理的理由が見つかりません。削減理由第1、第2は同様な性格なのでまとめますが、常任委員会は減員で十分な議論が

できなくなるので3委員会にしようというものであります。これは保育所の待機児童が多いから規制を緩和して詰め込もうとする理屈と同様であります。常任委員会は複雑多様化する案件を審議するにはかなりの専門性が求められますが、これで果たして十分な議論が可能でしょうか。欠員2の体制でも支障はなかったと言いますが、果たしてどうだったのか。今後、公共施設の維持改修の検討が行われることとなりますが、相当な専門性のある論議が要求されます。減員に伴う委員会統合は行うべきではありません。

第3の民意の反映には議会報告会で対応するといいますが、少なくとも年1回とされる数時間の会議で十分でしょうか。民意反映の最良の制度は直接民主制ですが、現状ではそれに少しでも近づけるため、市民の代表による議会が構成されるわけであります。議会と議員は住民の代表として行政に住民の声を届け、行政のチェック機能を発揮し、住民の命と暮らしを守り、建設的な提案で行政をリードするという重要な役割を持っています。日常的に市民と対話を行う議員の数が少なくなればなるほど、行政と住民とのパイプが細くなり、チェック機能や提案機能も低下します。実際、市町村合併で議員も行政窓口も減り、住民の声が届きにくくなったという声も上がっています。議員の生活相談からつながる行政措置で命が救われたという住民の声も受けております。議員数を増やすか減らすかは、住民の多様な意見や要求が議会に正しく反映されるためにはどれくらいの規模が必要かという基本的な考察が必要であり、当初から削減ありきの議論は誤りです。

第4の自治会長連合会の活動方針を考慮した点ですが、これが果たして民意反映の結果と言えるでしょうか。私も自治会の会員ですが、地元自治会で議員削減がテーマになった会議はなく、これはどこの地域でも同じだと聞いております。このようなことで果たして定数削減が民意であると言い切れますか。自治会長連合会幹部の意見ですから参考にするに異論はありませんが、過度に尊重することは誤りです。

また、少数精鋭での議会運営ということですが、選挙制度から見ても、定数を減らしたからといって必ずしも優秀な人材が選挙で当選するとは限らない、こういうことはどなたでもわかる問題であります。むしろその逆でありまして、多数の中での討議によってこそ議員も鍛えられ、議論も深まるというものであります。

以上のように、議員定数削減については減員の人数含めて、大きく合理的根拠を欠くものであります。二元代表制の概念からいえば、議会招集権、議案の提出権、専決処分の権利などの市長の権限に対し、議会の権限はそれには遠く及ばないというのが現実であります。少ない人数で何でも決めてしまおうという議会運営は、議会制民主主義を否定するものであります。

3ない議会という言葉があります。市長が提案した議案をこの4年間で1本も修正や否決していない丸飲み議会、これが第1です。第2に、議員提案の政策条例が1つもない無提案議会。3つ目に、議員個人の議案への賛否を明らかにしない非公開議会、そのように言われております。市長、当局提出の議案を追認するだけの議会、委員会であれば話は別であります。一般論としては、そのような傾向にある議会に市民は疑問を呈しているわけであり、それに対応するためには、議会改革も必要となつてまいります。

最後に、今回の2名削減は議員定数検討部会で協議され答申された結果であります。全議員自身の直接的な問題でありながら、実際協議した議員は全体の半分であり、十分な議論がなされないまま、数の力による性急な決定には全く納得できるものではありません。

以上のことから、本発議案には強く反対いたしまして、私の討論といたします。

○議長（森川雅之君） 他にありますか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、発議案第1号「茂原市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（森川雅之君） 起立多数と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 茂原市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（森川雅之君） 次に、議事日程第3「茂原市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を議題とします。

本件は、来る6月29日で茂原市選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了することに伴い、新たに選挙を行うものであります。



選挙すべき数は、選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、指名します。

茂原市選挙管理委員会委員に、

茂原市小林473番地 関谷裕保君。

茂原市上永吉605番地 麻生初太郎君。

茂原市上太田1424番地 關屋 哲君。

茂原市本納1995番地 石川正人君。

同補充員に、

茂原市真名1451番地 大和久勝弘君。

茂原市弓渡1098番地の3 森川 豊君。

茂原市中善寺849番地 金坂正利君。

茂原市高師390番地、 佐野栄子君。

を指名します。

なお、補充員の順位は指名の順序とします。

お諮りします。ただいまの被指名人をもって当選人と定めること並びに補充員の順序とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがいまして、ただいま選挙管理委員会委員に指名しました4人並びに補充員に指名しました4人の方がそれぞれ当選されました。あわせて、補充の順位も指名の順序とすることと決定しました。

なお、当選人に対しましては、後日文書をもって当選告知を行うこととします。  
ここでしばらく休憩します。

午後 1 時 58 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 16 分 開議

○副議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、議長森川雅之君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議 長 辞 職 の 件

○副議長（金坂道人君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（三橋勝美君）

平成28年 6 月 16 日

茂原市議会副議長 金坂道人様

茂原市議会議長 森川雅之

#### 辞 職 願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可くださるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（金坂道人君） お諮りします。

森川雅之君からの議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、森川雅之君の議長の辞職を許可することと決定しました。

ここで、森川雅之君から議長の辞職にあたり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許

します。

(15番 森川雅之君登壇)

○15番(森川雅之君) 議長を退任にするにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年3月に皆様方の御推挙をいただき議長職という重責を担うこととなりました。おかげさまで1年3か月、何とかこの職務を全うできたと考えています。特に議員の皆様の大なる御尽力によりまして、長年の懸案であった議会基本条例が制定、施行され、それに続いて議会報告会も開催されました。さらに、本日、議員定数の発議案も御承認をいただき、私が就任当初目標としておりました事案が達成されました。さらに、当局の皆様におかれましても、議会と行政が両輪となって課題を解決しようという私の趣旨に御理解をいただき、事前情報の交換を含め、風通しのよい議会になったかと思っております。何はともあれ、微力な私を議員各位、当局、そして議会事務局のスタッフが力強く支えてくれた結果でありまして、衷心より感謝を申し上げます。

今後は、議員の1人として進めてきた議会改革をさらに前に進め、そして茂原市政のますますの発展のために努力する決意でありますので、変わらぬ御厚誼を切にお願い申し上げ、退任の挨拶とします。大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(金坂道人君) ただいま森川雅之君が議長を辞職しました。森川議長におかれましては、現今の厳しい社会経済、財政状況の中、議長という重責を担われ、常に公正で円滑な議会運営に努められ、議会の権威と信頼を高められました。その功績はまことに大であります。ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(金坂道人君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議 長 の 選 挙

○副議長(金坂道人君) 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(金坂道人君) ただいまの出席議員は23名であります。  
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(金坂道人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(なし)

○副議長(金坂道人君) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(金坂道人君) 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。  
点呼を命じます。

(点呼 投票)

○副議長(金坂道人君) 投票漏れはありませんか。  
(なし)

○副議長(金坂道人君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(金坂道人君) これより開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号4番 はつたに幸一君、5番 平ゆき子君の2名を指名します。  
両君の立ち会いをお願いいたします。演壇までお進みください。

(開 票)

○副議長(金坂道人君) 選挙結果の報告をします。  
投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合します。そのうち、  
有効投票23票。  
無効投票0票。  
有効投票中、  
深 山 和 夫 君 21票。

平 ゆき子 君 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5.75票であります。したがって、深山和夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました深山和夫君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

深山和夫君から当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

(19番 深山和夫君登壇)

○19番(深山和夫君) ただいま皆様方から御推挙いただきまして、また、前議長が大変上手な森川議員でございましたので、大変私、責任を感じておるところでございます。私から申し上げることもございませんけれども、議会は地方自治法によりまして二元代表制であると同時に、合議制の議決機関でございます。そういうものを担っておるわけでございます、市民の皆さん方の負託に応えるためにも公正に推し進めてまいりたい、このように感じておるところでございます。

このたび議会制度改革の中で議会基本条例が制定されまして、5月に議会報告会が開催されました。大勢の方々の御参加をいただきまして、さまざまな御意見を頂戴して、私は改めて市民の皆さん方が関心と、そしてまた期待しているんだと、こんな感をいたしましたわけでございます。報告会につきましては、実施要綱の中に年1回以上実施するという文言がございます。またその節には、議員の皆さん方にはいろいろと御協力をお願い申し上げたいと、このように思っております。

簡単ではございますけれども、御挨拶にかえまして、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(金坂道人君) ただいま新しい議長が選出されましたので、ここで議長と議長席を交代いたします。

(議長席着席)

○議長(深山和夫君) ここでしばらく休憩いたします。

午後2時38分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時50分 開議

○議長(深山和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。

先ほど休憩中に副議長金坂道人君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(深山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定いたしました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 副 議 長 辞 職 の 件

○議長(深山和夫君) それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長(三橋勝美君)

平成28年6月16日

茂原市議会議長 深山和夫様

茂原市議会副議長 金坂道人

### 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可くださるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長(深山和夫君) お諮りします。

金坂道人君からの副議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(深山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、金坂道人君の副議長の辞職を許可することと決定いたしました。

ここで、金坂道人君から副議長の辞職にあたり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

(11番 金坂道人君登壇)

○11番(金坂道人君) 前副議長の辞任に伴いまして、皆さんの御推挙により副議長を務めさせていただきました。前森川議長、また皆さんの御期待に添えたかどうかはわかりませんが、大過なく任期中の職務を全うできたと思っております。それも皆様の御指導、御鞭撻によるお

かげだと受けとめております。

これから私も1議員として茂原市民のために一生懸命頑張っていきたいと思います。今後もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(深山和夫君) ただいま金坂道人君が副議長を辞職いたしました。金坂副議長におかれましては、前森川議長の補佐役としてその重責を担われ、前議長とともに公正で円滑な議会運営に御尽力をくださいました。辞職にあたり、ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでございました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(深山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定いたしました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 副 議 長 の 選 挙

○議長(深山和夫君) 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(深山和夫君) ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(深山和夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○議長(深山和夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(深山和夫君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

○議長（深山和夫君） 投票漏れはありませんか。

(な し)

○議長（深山和夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（深山和夫君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号6番 小久保ともこ君、7番 田畑毅君の2名を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。演壇までお進みください。

(開 票)

○議長（深山和夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票23票。

無効投票0票。

有効投票中、

ますだ よしお 君 21票。

飯 尾 暁 君 2票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5.75票であります。したがって、ますだよしお君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されましたますだよしお君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ますだよしお君から当選承諾の御挨拶をお願いします。

(17番 ますだよしお君登壇)

○17番（ますだよしお君） 副議長に御推挙いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

深山議長を支え、円滑な議会運営に力を注いでまいります。どうぞ議員の皆様方、また当局の皆様方におかれましては、御指導、御協力くださいますよう心よりお願い申し上げます。御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（深山和夫君） ここでしばらく休憩します。



午後 3 時 07 分 休憩

☆ ☆

午後 3 時 20 分 開議

○議長（深山和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

建設委員会委員長ますだよしお君から委員長辞任願が提出されたため、休憩中に委員会が開かれ委員長の辞任が許可されました。このことから、直ちに委員長の互選が行われ、委員長に森川雅之君が選任されましたので、報告いたします。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深山和夫君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

☆ ☆

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議
2. 発議案第 1 号から第 2 号までの上程説明並びに総括審議
3. 茂原市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
4. 議長辞職の件
5. 議長の選挙
6. 副議長辞職の件
7. 副議長の選挙

○出席議員

議長 森川雅之君

副議長 金坂道人君

1番	飯尾 暁君	2番	向後 研二君
3番	杉浦 康一君	4番	はつたに幸一君
5番	平 ゆき子君	6番	小久保 ともこ君
7番	田畑 毅君	8番	山田 広宣君
9番	佐藤 栄作君	10番	前田 正志君
13番	中山 和夫君	14番	細谷 菜穂子君
16番	鈴木 敏文君	17番	ますだ よしお君
18番	腰川 日出夫君	19番	深山 和夫君
20番	三橋 弘明君	21番	初谷 智津枝君
22番	竹本 正明君	23番	常泉 健一君
24番	市原 健二君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

12番 山田 きよし 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	永 長 徹 君
教 育 長	内 田 達 也 君	総 務 部 長	豊 田 正 斗 君
企 画 財 政 部 長	十 枝 秀 文 君	市 民 部 長	野 島 宏 君
福 祉 部 長	鶴 岡 一 宏 君	経 済 環 境 部 長	山 本 丈 彦 君
都 市 建 設 部 長	石 和 田 久 幸 君	教 育 部 長	中 村 光 一 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	岩 瀬 裕 之 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	山 田 隆 二 君
企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	大 森 茂 雄 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	岡 本 弘 明 君
福 祉 部 次 長 (子育て支援課長事務取扱)	板 倉 正 樹 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	木 島 明 良 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	大 橋 一 夫 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	正 林 正 任 君
教 育 部 次 長 (体育課長事務取扱)	豊 田 実 君	職 員 課 長	鈴 木 祐 一 君
財 政 課 長	斎 藤 洋 士 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 橋 勝 美
局 長 補 佐	中 田 喜 一 郎
庶 務 係 長	田 中 秀 一

○議長（深山和夫君） これをもちまして、平成28年茂原市議会第2回定例会を閉会します。  
長期間にわたりまして御審議をいただき、まことに御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時21分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年7月28日

茂原市議会議長 深 山 和 夫

前茂原市議会議長 森 川 雅 之

茂原市議会副議長 ますだ よしお

前茂原市議会副議長 金 坂 道 人

茂原市議会議員 向 後 研 二

茂原市議会議員 杉 浦 康 一